



「減免申請についての注意事項」

- (1) 減免申請が受理された月の翌月から児童クラブ活動費が減免されます。
- (2) 減免資格のなくなった月の翌月から児童クラブの活動費を変更します。
- (3) 減免資格のなくなった時点で速やかに子ども未来課児童係へご連絡ください。
- (4) 4月～12月分の活動費は、4月から10月分の児童扶養手当受給状況に基づき判定します。1月～3月までの活動費は11月から3月までの児童扶養手当受給状況に基づいて判定します。
- (5) 就学援助対象世帯で申請する場合は就学援助認定通知書の写しを添付してください。
- (6) 減免申請書及び添付書類は子ども未来課児童係に提出してください。